

「短期入所生活介護・予防短期入所生活介護」 重要事項説明書及び契約書

特別養護老人ホーム 飛羽ノ園

当施設は介護保険の指定を受けています
(茨城県指定 第 0870300241 号)

当事業所はご利用者に対して短期入所生活介護サービス・予防短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所の提供するサービスは、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となりますが要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1.	事業の目的と運営方針	P2
2.	事業所経営法人	P2
3.	事業者の内容	P2
4.	サービスの内容	P3
5.	利用料金	P4
6.	サービス利用に当たっての留意事項	P5
7.	非常災害対策	P6
8.	緊急時の対応	P7
9.	事故発生時の対応	P7
10.	守秘義務に関する対策	P7
11.	利用者の尊厳	P8
12.	身体拘束の禁止	P8
13.	苦情相談窓口	P8
14.	福祉サービス第三者評価の実施状況	P9
15.	協力医療機関等	P9
16.	損害賠償について	P9
17.	契約の終了について	P10
18.	権利擁護について	P11
19.	個人情報の開示について	P11
	短期入所生活介護・予防短期入所生活介護 利用契約書	P13

1. 事業の目的と運営方針

要支援・要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護・予防短期入所生活介護を提供することにより要支援・要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所経営法人

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 祥風会 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県土浦市小松 1 丁目 3 番 33 号ハトリビル 6F |
| (3) 電話番号 | 029-896-3520 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 羽鳥 圭一 |
| (5) 創立年月 | 平成元年 6 月 26 日 |

3. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ○事業所名 | 特別養護老人ホーム 飛羽ノ園 |
| ○指定番号 | 茨城県指定第 0870300241 号 |
| ○所在地 | 茨城県土浦市小松 3 丁目 18 番 18 号 |
| ○管理者の氏名 | 中島 勇一 |
| ○電話番号 | 029-826-2941 |
| ○FAX 番号 | 029-826-2946 |
| ○開設年月 | 平成 3 年 5 月 31 日 |
| ○利用定員 | 10 名 ※空床がある場合は定員を超え利用できます。 |
| ○サービスを提供する地域 | 土浦市・阿見町・つくば市 |

(2) 事業者の従業者体制

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	業務の一元的な管理	1名以上
医師	健康管理及び療養上の指導	1名(嘱託)
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上
介護職員	介護業務	18名以上
看護職員	心身の健康管理・口腔衛生と機能のチェック及び指導・保健衛生管理	2名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名以上
栄養士(管理栄養士)	食事の献立作成・栄養計算・栄養指導等	1名以上
調理員その他の従業者		

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(3) 設備の概要

設備の種類		数	備考
居室	4 人部屋	11 室	利用者の居室は、ベッド・床頭台・ロッカー等を備品として備えます。
	2 人部屋	7 室	
	個室	2 室	
茶の間(談話室)		1 室	利用者又は家族が使用できる十分な広さを備えた談話室を備えます。
食堂		1 室	利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品を備えます。
浴室		1 室	浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けます。
洗面所及び便所		2 室	必要に応じて各所に洗面所や便所を設けます。
機能訓練室		1 室	利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具を備えます。
その他の設備		—	設備としてその他に、医務室・静養室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・面談室・介護職員室等を設けます。

※上記は厚生労働省の定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

4. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が 4 日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画書を利用者に交付します。

② 食事

食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。

医師の指示による食事の提供を行ないます。

③ 入浴

週 2～3 回入浴して頂けます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

最低、週 2 回の入浴が可能です。(2 泊 3 日以下は 1 回、3 泊 4 日以上で 2 回) ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④ 介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行ないます。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑥ 健康管理

・看護職員が日々のバイタルチェック・観察を通して健康管理を行ないます。また、服薬管理は看護職員が責任を持って全て行ないます。

・サービス利用中に利用者の病状の急変、体調不良(熱発等)が生じた場合には、速やかに事業所及び従業者の指示に従ってご家族に病院受診等の必要な措置をとって頂きます。指示に従って頂けない場合には利用中止もしくは契約解除となる場合がございます。

(2) その他のサービス

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行なわれる場合で、ご希望の方は申し出て下さい。料金は理美容事業者へ直接お支払い頂きます。(利用期間中に行なわれる場合)

② 所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願い致します。

③ レクリエーション

年間を通して事業所内の交流会等の行事を行ないます。行事によっては別途参加費がかかるものがあります。(利用期間中に行なわれる場合)

④ ショッピング

月 1 回嗜好品の販売を行なっております。料金は販売事業者へ直接お支払い頂きます。(利用期間中に行なわれる場合)

5. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

☐介護報酬告示額(併設型)(地域区分別 1 単位の単価=6 級地 10.33 円)

※別紙料金表を参照のこと。

利用料金のお支払い方法

- | |
|--|
| ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
イ. 下記指定口座への振り込み |
|--|

筑波銀行 本店 普通預金 254768 口座名義 特別養護老人ホーム 飛羽ノ園 施設長 中島 勇一 ウ. 窓口での現金支払

(1) その他

① キャンセル料

計画的に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料をお支払い頂く場合があります。

・利用前日までに利用中止のご連絡を頂いた場合	無料
・利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合 (連絡のない場合を含む)	利用料金の 10% (自己負担額相当額)

② その他

- ・利用者の嗜好品の購入、行事への参加費など諸費用は実費(販売業者等へ直接お支払い下さい。)
- ・サービス提供に関する記録の複写物は実費 1 複写につき 10 円

□社会福祉法人等による利用者負担減額制度

社会福祉法人による減額対象サービスを利用する際、介護保険の利用者負担額(1 割負担分)等が減額になる制度です。

当該市町村に申請することにより「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」が交付されます。

対象サービスを利用する時にこの確認証を提示すると下表のとおり利用者負担額が軽減されます。

対象者	
本人を含む世帯員全員が市町村民税非課税の方(被保護者を除く)で、次の要件を満たす方が対象になります。	
○本人の所得がなく、かつ所得控除の扶養対象者となっていない、または扶養対象者であっても、扶養者の市町村民税が非課税の方	
○介護保険料の滞納がない方	
○対象サービスを提供する社会福祉法人が、減額の必要性を認めた方	
対象サービス	減額内容
短期入所生活介護	利用者負担額(介護保険)×1/2 に減額

6. サービス利用に当たっての留意事項

- 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報下さい。
- 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけて下さい。
- 事業所内での金銭及び食べ物等のやりとりはご遠慮下さい。
- 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

また、事業所のご利用にあたって、事業所を利用されている利用者の共同生活の場として快適性・安全性をするため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

○包丁・ナイフ等の刃物、ライター・マッチ等の火気類(事業所側でお預かりさせていただきます。)

○生物・その他危険性のあるもの

(2) 面会

○面会時間 9:00～17:30

○来園者は必ずその都度、玄関にある面会簿に記入し、職員にお声掛け下さい。

また来園される場合は生き物(ペット類)の持ち込みはご遠慮下さい。

※感染症等の状況により内容が変更になる場合がございます。

(3) 事業所・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に又はわざかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所・設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復して頂くか、もしくは相当の代価をお支払い頂く場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には従業者は利用者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合は利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮を行ないます。

○営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

7. 非常災害対策

当事業所では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上利用者及び従業者等の訓練を行ないます。

非常時の対策	「飛羽ノ園消防計画」にのっとり対応を行ないます。
避難訓練	消防計画にのっとり年12回の昼間・夜間を想定した避難・防災訓練を利用者と共に行ないます。
防災設備	スプリンクラー・自動火災報知機・屋内消火栓等カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しています。
消防計画等	土浦消防署へ届出しております。 防災管理者：小松澤 雅美

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が生じた場合には、ご家族・市町村及び関係諸機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行ないます。（※詳細は「16. 損害賠償について」をご参照下さい。）

10. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

また、社会福祉法人 祥風会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

(1) 事業所内部での利用目的

- ① 事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護、医療サービスの向上

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援
 - ・事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険業務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険等に係わる保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

(1) 事業所内部での利用に係わる利用目的

① 事業所の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
- ・事業所等において行なわれる学生等の実習への協力
- ・事業所において行なわれる事例研究等

(2) 他の事業者等への情報提供に係わる利用目的

① 事業所の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関、評価機関への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う事は致しません。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行ないます。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 苦情相談窓口

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- | | |
|--------------|--|
| ①苦情受付責任者 | 施設長 中島 勇一 |
| ②苦情受付窓口(担当者) | 生活相談員 長瀬 ちさと 小松澤 雅美 |
| ③受付時間 | 月曜日～金曜日 (9:00～17:00)
※緊急の場合は 24 時間受付可能です。 |
| ④受付方法 | 電話 029-826-2941 (事務窓口でも可) |
- ※また、苦情受付ボックスを玄関脇カウンターに設置しています。

○公的機関においても、次の機関において苦情の申出ができます。

土浦市役所 高齢福祉課介護保険担当者	所在地 茨城県土浦市大和町 9-1 電話番号 029-826-1111(代表)
つくば市役所 高齢福祉課	所在地 茨城県つくば市研究学園 1-1-1 電話番号 029-883-1111(代表)
阿見町役場高齢福祉課	所在地 茨城県稲敷郡阿見町中央 1 丁目1-1 電話番号 029-888-1111(代表)

茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室	所在地 茨城県水戸市笠原町 978 番 26 (茨城県市町村会館内) 電話番号 029-301-1565
茨城県社会福祉協議会 茨城県運営適正委員会	所在地 茨城県水戸市千波町 1918 (セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2 階内) 電話番号 029-305-7193

14. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ☐ 無

15. 協力医療機関等

当事業所では、下記の協力医療機関に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院加療を保障するものではありません。また、病院受診時の付き添いはご家族でお願い致します。

① 嘱託医

医療機関名称	烏山診療所	医師名	今高 國夫
所在地・電話番号	土浦市烏山 2-530-386 TEL 029-843-0331		
診療科	内科、循環器科、リハビリテーション科		

② 協力医療機関

医療機関名称	独立行政法人 国立病院機構 霞ヶ浦医療センター		
所在地・電話番号	土浦市下高津 2-7-14 TEL 029-822-5050		
診療科	内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、呼吸器科、精神科他		

③ 緊急時の連絡先

サービスの提供中に利用者の状態が急変した場合には、事前の打ち合わせにより、決定した緊急連絡先へご連絡します。

16. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所は保障限度額の範囲内において速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められ、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

また、当事業所は下記保険会社と契約を結び、不慮の事故に対しても万全の体制で臨んでいます。

契約保険会社	・損保ジャパン日本興亜株式会社 社会福祉法人 全国社会福祉施設協議会が一括して締結する団体契約となっています。
保険内容	・個人情報漏えい対応保障 ・入所型施設利用者の障害事故保障

17. 契約の終了について

契約期間の有効期間内であっても仮に以下の事項に該当するに至った場合には当事業所との契約は自動的に終了します。

- ① 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ② 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ④ 利用者及びそのご家族から解約の申出を行なった場合(以下をご参照下さい)
- ⑤ 事業所から解約の申出を行なった場合(以下をご参照下さい)

(1) 利用者及びそのご家族から解約の申出を行なった場合

利用者及びそのご家族から解約の希望がある場合には解約を希望する日の7日前までに申出を行なって下さい。ただし、以下の場合には即時に契約を解約することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他利用者がご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所から解約の申出を行なった場合

- ① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、30日間の催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによっ

て、契約をしがたい重大な事情を生じさせた場合

18. 権利擁護について

事業所では成年後見制度及び日常生活自立支援事業についてパンフレットの配布、説明等を行っております。また、詳しいお問い合わせは下記連絡先までお願い致します。

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 茨城支部
〒310-0063
茨城県水戸市五軒町1-3-16(茨城司法書士会館内)
TEL 029-302-3166

社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら
〒300-0036
茨城県土浦市大和町 9-2 土浦市総合福祉会(ウララ 2 ビル 4 階)
TEL 029-824-0332

19. 個人情報の開示について

社会福祉法人 祥風会では、個人情報保護法第 25 条「開示の原則」の下、ここに利用者の個人情報の「開示」について説明致します。

【開示の原則】

個人情報保護法の第 25 条では「個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない」と「開示の原則」を明確に定めています。

当法人でも、すでに指定基準の改訂によりケアプランや個別サービス計画は交付が義務づけられていますが、サービス提供記録、アセスメント記録、モニタリング記録、サービス担当者会議記録、苦情記録等は「保有個人データ」とされ、本人より開示を求められたときに「開示の義務」が生じることになりました。

【開示の申請】

申請に対する開示の手順は以下の通りです。

- ①開示等の申請の説明
- ②開示方法の説明
- ③開示申請者等の本人または代理人の確認
- ④開示手数料の説明
- ⑤開示申請等に対する回答期限の説明

【情報開示に関する例外】

開示が原則となっていますが、次の 3 つに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことが認められています。

- ①本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③他の法令に違反することとなる場合

【個人情報の訂正・追加・削除・利用停止・消去】

個人情報保護法では本人から保有個人データの内容が事実でないという理由により訂正・追加・削除の申請があった場合には、必要な調査を行ない、その結果に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において訂正等を行うことを義務付けています。ただし、指摘が正しくない、訂正等が必要でない等の場合にはその限りではないと定めています。

短期入所生活介護・予防短期入所生活介護 利用契約書

指定短期入所生活介護サービス・予防短期入所生活介護サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記の通り契約を締結します。

契約締結日 令和 年 月 日

第1条（契約の目的）

社会福祉法人 祥風会 特別養護老人ホーム 飛羽ノ園(以下、「事業者」という。)は、要介護認定を受けた利用者(以下、「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定短期入所生活介護サービスを提供します。

第2条（契約の有効期間）

本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

- 2 契約期間満了の30日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（サービス計画の作成・変更）

事業者は、利用者の心身の状況及びその意向を踏まえ、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成し、これに沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。

- 2 事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、短期入所生活介護の目標を設定し、「短期入所生活介護計画」に基づき計画的に行ないます。
- 3 事業者は、利用者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「短期入所生活介護計画」の変更等の対応等を行ないます。
- 4 事業者は、「短期入所生活介護計画」の作成及び変更に当たっては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します

第4条（サービス内容及びその提供）

利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」(以下、「説明書」という。)に定めた通りです。

- 2 事業者は、前項「説明書」を、その内容につき、利用者及びその家族に説明し、書面による同意を得て交付します。
- 3 事業者は、「短期入所生活介護計画」に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行ないます。
- 4 事業者は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。
- 5 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後 2 年間保管し、利用者の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します

第5条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行なっているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

第6条（居宅介護支援事業所との連携）

事業者は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

- 2 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を書面にて希望する場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行ないます。

第7条（秘密保持・個人情報の保護）

事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。

- 2 前項の規定にもかかわらず、事業者は以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします、その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
 - (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
 - (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
 - (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はけが等で病院
 - (4) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
 - (5) 事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合
- 3 利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第8条（賠償責任）

事業者は、サービス提供にあたって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - (4) 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行なった行為に専ら起因して損害が発生した場合

第9条（利用者負担金及びその変更）

利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。

- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、事業者は利用者に事前に説明します。
- 3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業者が、前項の利用料の変更（増額又は減額）を行なう場合には、利用者に対して変更予定日の1ヶ月前までに文書により説明し、同意を得ます。

第10条（利用者負担金の支払い）

サービスが介護保険の適用を受ける場合、負担割合に応じた利用者負担金をお支払い頂きます。

- 2 保険料の滞納などにより、負担割合に応じた利用者負担金でサービス利用できなくなる場合は、一旦サービス費の全額をお支払い頂き、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3 事業所は、当月の利用料の請求に明細を付して、翌月20日までに利用者に請求し、利用者は翌月30日までに次の方法により支払います。
 - (1) 当事業所指定の金融期間への口座振替（だし、口座振替が開始されるまでの期間は、現金による支払いで対応する）
 - (2) 下記指定口座への振り込み
筑波銀行 本店 普通預金 254768
口座名義 特別養護老人ホーム 飛羽ノ園 施設長 中島 勇一
 - (3) 現金による支払い

第11条（利用者負担金の滞納）

利用者が正当な理由なく利用者負担金を滞納した場合には、事業者は文書により30日間の

期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

ただし、契約解除後であっても滞納金の支払い義務は継続します。また、利用者に支払い能力がない、もしくは死亡している場合も、連帯保証人が100万円を限度としてこれを支払うものとします。

- 2 前項の催告をしたときは、事業者は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行なうようにするものとします。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行ない、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項の規程により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第12条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行なったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立(非該当)と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が、4週間以上不明になったとき
- (4) 第11条、第13条又は第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第13条（利用者の解約権）

利用者は事業者に対して、契約満了希望日の1ヶ月前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なったとき

第14条（事業者の解約権）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、契約を解約することができます。

- (1) 利用者が契約締結時に及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 第11条による場合
- (3) 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第15条（契約終了時の援助）

契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行なうとともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行ないます。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者又はその家族から提供したサービスに関する相談・苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 事業者は、利用者が苦情申立を行なった場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。
- 3 利用者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第17条（利用者代理人）

利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行なうこととします。

第18条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第19条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第20条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービス・予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項及び利用契約の説明を行ないました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 飛羽ノ園

【説明者職名】

【氏名】

印

私は本書面に基ついて事業者から重要事項及び利用契約の説明を受け、短期入所生活介護サ
ービス・予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に同意しました。

また、この度短期入所生活介護サービス・予防短期入所生活介護サービスを利用するにあたり、
利用者及びその家族の個人情報をサービス担当者会議等において用いることについて同意致しま
す。

【利用 者】

住 所

電 話 番 号

氏 名

印

代 筆 者

続柄：

【連帯保証人】

住 所

電 話 番 号

氏 名

印

【事 業 者】

住 所 茨城県土浦市小松1丁目3番33号
 ハトリビル 6F

電 話 番 号 029-896-3520

法 人 名 社会福祉法人 祥風会

代表者氏名 理事長 羽鳥 圭一

印